

広島県告示第二百四十三号

地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律（平成四年法律第七十六号）第四条第一項の規定によって、次の市の区域を地方拠点都市地域に指定する。

平成二十年三月十七日

広島県知事 藤 田 雄 山

尾道市（因島・瀬戸田町区域）